

徳島県個人情報保護審査会答申第50号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

平成28年10月11日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「私が国に問い合わせした（台風16号の被害に関する）、国から県に問い合わせ及び内容を記録した書類（伺い含む）「河川整備課」に該当する保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成28年10月19日、実施機関は、請求に係る保有個人情報については、公文書を作成し、又は取得しておらず、保有個人情報が存在しないため、条例第20条第3項の規定により請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成28年10月27日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

平成29年2月14日、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書における審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

台風16号に関する新聞記事に、〇〇〇市内の浸水箇所が記載されているのに書類が無いのは可笑しい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書を要約すると、本件決定の理由については次のとおりである。

本件請求の内容である、審査請求人が国に問い合わせを行った件に対しての国から県（河川整備課）への問い合わせがなかったため、本件請求に係る公文書を作成し、又は取得もしていない。

以上により、本件請求に係る個人情報を保有していないため、条例第15条第2号の規定により開示請求を拒否したものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報を保有していないと主張しているため、以下、実施機関が行った本件決定の妥当性について検討を行うこととする。

(1) 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る保有個人情報の内容は、「私が国に問い合わせした(台風16号の被害に関する)、国から県に問い合わせ及び内容を記録した書類(伺い含む) 河川整備課」であり、審査請求人が国に問い合わせを行った台風16号の被害の件に関し、国から県の河川整備課に対して、問い合わせがあった内容を記録した書類と解される。

(2) 本件請求に係る保有個人情報の不存在の妥当性について

ア 実施機関の説明によると、審査請求人が国に問い合わせを行った件に対して、国から県（河川整備課）への問い合わせがなかったため、本件請求に係る保有個人情報について作成又は取得しておらず保有していないとのことである。

審査請求人が、開示請求書及び審査請求書に添付した資料によると、審査請求人が、農林水産省及び国土交通省に台風16号に関する問い合わせをし、回答を受けたものと認められるが、その回答内容を見ても、国から県に問い合わせをしたとは窺われず、国から問い合わせがなかったとする実施機関の説明に、特段、不自然な点はない。

イ また、国への一般的な問い合わせに対し、国から県に、個人名を明示して問い合わせるとは、通常、考えられない。なお、国から県事業についての一般的な問い合わせがあった場合においても、その内容によっては、記録しなければならないとまではいえない。

ウ 以上により、本件請求に係る保有個人情報について、不存在を理由として行った実施機関の決定は妥当である。

2 結論

当審査会は、本件請求に係る保有個人情報について本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成29年 2月14日	諮 問
3月21日	審 議 (第89回審査会)
5月24日	審 議 (第90回審査会)
6月28日	審 議 (第91回審査会)

徳島県個人情報保護審査会委員名簿 (五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
大 道 晋	弁護士	会 長
坂 田 美 佐	税理士	
末 吉 江 衣	弁護士	
南 波 浩 史	徳島文理大学総合政策学部教授	
松 永 満佐子	四国大学短期大学部教授	会長職務代理者